平成２７年（フ）第７５００号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　仲　　昌明
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６１５号
東京都港区芝２丁目22―９―1204
債務者　原　　朋子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０９号
東京都八王子市美山町1463番地美山苑
債務者　川越　重已
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１８号
静岡県湖西市梅田502番地の２　Ｇａｒｄｅｎｉａ209、前住所兵庫県神戸市中央区吾妻通１丁目１番３―808号
債務者　早田　長生
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８７４５号
東京都東久留米市滝山７丁目３―１　リブ・オラシオン
債務者　梁川　仁志
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７５０号
東京都葛飾区亀有２丁目３―16　コトブキハイツ１号館205
債務者　藤倉　　修
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６８号
東京都福生市武蔵野台１丁目５番地16明和荘102号室
債務者　瀧本　子夏
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４８４号
静岡市駿河区丸子新田434番地　グランヴィア101、旧住所静岡市葵区南安倍２丁目７番８号　Ｔ－ｓｔｙｌｅ南安倍104
債務者　山村　幸信
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４９号
東京都東村山市青葉町２丁目10番地57ジュネス信栄205
債務者　時任　彩香
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７６号
東京都東村山市青葉町２丁目10番地57ジュネス信栄205
債務者　時任　伸一
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３号
熊本県菊池市北宮318番地10
債務者　前田　重幸
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
熊本県菊池市北宮318番地10
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
熊本県菊池市北宮318番地10
債務者　前田　幸貴
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
東京都東久留米市滝山７丁目１番22号さくら滝山ハウス
債務者　鳥海　　透
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７５９号
東京都羽村市羽東３丁目３番26号シャンラフレシール104
債務者　近藤　悦司
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部